

令和5年10月24日

各部長、参事及び各課（局・館）長・主幹 宛

瑞穂町長 杉浦 裕之  
（公印省略）

## 令和6年度予算編成方針について

### 1 はじめに

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症との戦いは、令和5年5月に感染症法上の位置付けが2類から5類に分類され、ひとつの区切りを迎えました。その後は感染対策を継続しながら、経済社会活動の正常化に向け新たな日常が始まっています。内閣府の月例経済報告では、「一景気は緩やかに回復している。一」とし、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしています。一方で、世界的な金融引き締めに伴う円安の進行、海外景気の下振れによるリスクも指摘しています。さらに、ウクライナ情勢の長期化に加え、イスラエル紛争の激化、台湾を含む東アジアの情勢も刻々と変化しています。不安定な国際情勢が続くことで、エネルギー供給をはじめとして、様々な物価の上昇が懸念されます。また、地球温暖化による自然災害の多発や超少子高齢社会の進展と社会保障費の増大などは、国民生活や経済に大きな影響を与える不安定要素となっています。

国は、令和6年度の概算要求に当たっての基本的な方針として「経済・財政一体改革を着実に推進する。」とし、東京都は、「変化する社会情勢の中、東京・日本の輝かしい未来を切り拓くため、産業や経済、社会の構造転換に挑み、一人ひとりが輝く明るい『未来の東京』を実現する予算」とした方針を打ち出しています。

瑞穂町においても、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち」の実現のために、町民に最も身近な自治体として、諸課題を克服し、将来に向けた具体的な展望を示すことが重要となります。

町の歳入の根幹をなす町税は、令和4年度決算が前年度を上回り、緩やかな

回復の兆しはあるものの、社会情勢不安を踏まえると、今後の先行きは不透明で、町の財政状況が今後も好転すると楽観視できる状況にはありません。

超少子高齢社会の進展により増大する社会保障費の確保、子どもたちが確かな学力を身に付け、将来を担う人材として社会全体で育むための子育て環境の構築と家庭への支援、物価高騰から町民の暮らしや町の産業を守り、支える取組、激甚化が進む風水害への万全な備えと近年の異常気象を惹き起こす地球温暖化に向けた対策、多摩都市モノレールの延伸に伴う新たなまちづくりにあわせた社会基盤整備など、持続可能なまちづくりの実現のためには財源が必要です。

限りある予算を組み替え、財源を生み出す努力とともに、国や東京都の政策的補助体系に注目しなければなりません。また、公共施設については、経常経費を削減し、個別施設管理計画に基づく計画的な維持管理を行うことで、施設の老朽化に対応した改修費用の平準化を図ることが必要です。

さらに、行政並びに産業のデジタルトランスフォーメーションにより、町民の負担軽減と産業の活性化を実現すると同時に、まちづくりの新たな担い手の掘り起こし、協働、連携による時代の変化にあわせた事業展開を模索していく必要があります。

以上のことを踏まえ、第5次長期総合計画に示した各施策の推進に向け、これからのまちづくりを念頭におきながら、事業を展開する戦略的な予算編成を指示します。

## 2 令和6年度瑞穂町予算に反映させるべき重点事項

- ① 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の早期実現に向けて、沿線まちづくり計画の深度を増すとともに、立地適正化計画を策定し、持続可能な地域公共交通を支える延伸後の瑞穂町の全体像を示すこと。
- ② 駅西、殿ヶ谷土地地区画整理事業と多摩都市モノレール延伸事業との相乗効果を発揮させるため、両土地地区画整理事業の早期完了を目指すこと。加えて、沿線の都市計画道路、長岡1号幹線の整備、町道3号線の無電柱化など、機を捉えた着実な周辺都市基盤整備の推進を図ること。
- ③ 高齢者福祉センターについて、大規模改修により全ての世代に親しまれる複合施設としてリニューアルし、多世代が集い賑わう交流施設としての今後の在り方と最適な運営方法を見いだすこと。

- ④ 子育てしやすい環境の実現に向けた切れ目のない子育て支援の構築と、全ての妊産婦、子育て世代、子どもの一体的な対応ができる総合的な支援を行うため、こども家庭センターの設置に取り組むこと。
- ⑤ 超少子高齢社会の進展による高齢者の増加や、地域共生社会の実現に向けた障がい者支援に対応した社会保障施策の推進に向け、国や東京都と連携を図り、安定した財源の確保と社会保障制度の在り方を模索すること。
- ⑥ 予期せぬ火災や激甚化する自然災害に備え、消防力の強化を図るとともに、石畑防災広場の拠点整備を進め、災害対応能力の向上を図ること。
- ⑦ コロナ禍で希薄になった地域コミュニティのつながりを再構築するため、住民や様々な団体との新たな協働による事業展開を推進すること。特に、駅西公有地を活用し、新たなにぎわいの創出や多様な人々の交流拠点づくりと将来を見据えた土地利用をあわせて模索すること。
- ⑧ 安定した質の高い教育を支えるため、学校施設を保全するとともに、熱中症のリスクを軽減し安全で快適な学びの場として、授業・部活動に集中できる環境を整えること。
- ⑨ 障がい児等の支援が必要な子どもたちも含め、全ての子どもたちの確かな学力の育成と個性や創造力を伸長する教育を推進すること。
- ⑩ 脱炭素社会の実現を目指し、環境にやさしい持続的発展が可能なまちに向け、地球温暖化の抑制につながる新たな取組を検討すること。
- ⑪ 効率的・組織的な行財政運営のために、国、東京都や他自治体と連携した行政を目指すとともに、住民サービス向上を図る窓口のデジタル化の拡充をはじめとした、行政のデジタル化により事務の効率化・効果的な運営を推進すること。

### 3 令和6年度予算編成に向けた基本的視点

第5次瑞穂町長期総合計画に掲げる各種施策、及び第6次行政改革大綱実施細目に基づき、各部、課（局・館）においては、次の点に留意して予算編成に取り組むよう指示します。

#### （1）歳入について

- ① 町税の公平性を担保するため、課税客体を的確に捕捉し、徴収率水準を上げるよう努めること。
- ② 国及び都支出金について、国や東京都が進める重点施策等を的確に捉え、

制度の統合・廃止等動向を踏まえ、補助金等の獲得に努めること。さらには、他市町村との連携を図り、関係機関に対し、要望活動を実施すること。また、国・東京都の補助金等以外にも、各種団体の補助金・助成金等の活用を模索し、財源確保に向けた努力を最大限行うこと。

- ③ ふるさと納税のほか、クラウドファンディングなど新たな財源確保に向けた検討を進めること。なお、ふるさと納税については、さらなる魅力ある返礼品の提供により、瑞穂町をさらに広くPRしていく手法として活用し、地場産業の活性化につながる取組を行うこと。
- ④ 公共施設の新設、更新については、個別施設計画に基づき、以下の項目について取組を進め、財源の確保、事業費の抑制、施設の活性化に努めること。

#### ア 民間活力の活用

PPP/PFI手法を検証し、各公共施設の特性に適した民間活力の活用を検討することで、事業費の抑制に努めること。

#### イ 地方債の活用

後年度世代の受益者負担を考慮し、地方債の活用を検討すること。地方債を活用する場合にあっては、交付税措置等、国の財政支援も考慮すること。

#### ウ 使用料等の適正化

公共施設使用料等、受益者負担の今後の在り方について、スケジュール及び検討した内容を示し、適正化を図ること。

- ⑤ 積極的な財源の投入により、集中的・重点的に施策が展開できる取組については、充当可能な基金を活用すること。なお、基金については、今後のまちづくりを念頭に、長期的な視点に立ち基金残高の確保にも努めること。

## (2) 歳出について

- ① 瑞穂町をはじめ、東京都及び国が示すデジタルトランスフォーメーションを推進すること。その前段階においてデジタルシフトを現在実施している各種事業で検証を行う際、各種経費の削減が目標に盛り込まれていない施策については、認めない。ただし、人間でしか対応できない施策については、その根拠を示すこと。
- ② 行政評価及び行政改革の視点から、事業の見直し、廃止及び縮小に取り

組むこと。特に、新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられたことに伴い、これまで中止及び延期や縮小となった事業等については、当該事業の必要性や実施内容を改めて分析するとともに、必要な見直し・再構築を行うなど、事業の新陳代謝を一層高めていくこと。

- ③ 新規事業及びレベルアップ事業は、類似事業の廃止及び再構築を検証するとともに、十分な効果予測を立て、国、東京都及び各種団体等からの補助金・助成金の確保に努めること。
- ④ 限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、令和4年度の決算状況や令和5年度の執行状況等、不用額の発生要因を分析し、その縮減に努めること。
- ⑤ 各種工事、委託、物品購入等について、必要量等、厳格に積算すること。
- ⑥ 各種経費については、ゼロシーリングを基本とし、一部経常経費については、令和4年度決算額又は令和5年度当初予算額に基づく金額を枠として示すが、極力削減に努めること。ただし、物価高騰分については適切に所要額を見積もること。

また、次に記載の事項は、予算見積り、特定財源の確保等に留意することを前提に、所要額を見積もること。

#### ア 義務的経費（人件費、公債費、扶助費）

過去の決算額及び現状の分析・検証を厳格に踏まえた上で、必要な所要額を算出すること。また、会計年度任用職員の配置及び任用期間については、その必要性を再度検証すること。

#### イ 法令運用経費等

国及び東京都の制度等により、政策的判断の余地が少ない事業は、その根拠、対象者数、事業規模等を適切に把握した上で見積もるとともに、経常・定例的事務のより効率化を図りながら、一般財源所要額を算出すること。

#### ウ 政策的経費

町独自で判断が可能な事業については、事業の必要性や優先度、内容及び効果に加え、現状、他課（局・館）の所管事業との重複、選択の視点等あらゆる角度から徹底して検証するとともに、併せて充当可能な特定財源も調査し、一般財源所要額を算出すること。

- ⑦ 各種委託料及び土地賃借料は、見直し等により、再度抑制に取り組むこと。

- ⑧ 各種補助金は、補助対象団体の決算状況を踏まえた上で、執行率や事業内容を精査し、補助金の適正化を進めること。特に、一般財源を投入するものについては、補助の必要性を見極めるとともに、効果検証を徹底すること。
- ⑨ 施設の維持・更新に係る修繕料等については、公共施設個別施設計画の施設カルテ等を活用し、単年度の必要修繕所要額を要求すること。その際、後年度に必要となる更新事項を踏まえ、年次計画を基とした要求とするとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合も含め長期的な視点での最適な配置、今後の施設の在り方などを見据えた要求とすること。

(3) 地域経済の活性化及び町民が安心して生活できるまちづくりを推進するためには、施策の安定性が基本であるが、社会経済の流れを予測し、より質の高い行政サービスの構築に必要な新たな視点を忘れてはならない。誰一人取り残さない社会の実現と瑞穂町の持続的な発展を維持するため、SDGsの視点をもって、各種施策を推進する予算編成に取り組むこと。

(4) 第5次長期総合計画の基本計画で示す具体的な施策に基づく予算を計上し、将来都市像である「すみたいまち つながるまち あたらしいまち」に向けて職員が一丸となって邁進すること。

以上が予算編成に向けた基本的視点ですが、その他詳細については企画部長通知により知らせます。